

令和5年 議案第8号

みよし市放課後児童健全育成事業運営規程について

上記の議案を提出する。

令和5年3月14日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業を実施するにあたり、放課後児童健全育成の設備及び運営に関する基準に基づき、当該事業の運営について定める必要があるからである。

みよし市放課後児童健全育成事業運営規程

【趣 旨】 放課後児童健全育成事業が、令和5年度から教育委員会へ移管されることに伴い、放課後児童健全育成の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第14条の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の運営について定める。

- 【内 容】
- 1 趣 旨 （第1条第1条関係）
 - 2 事業の目的 （第2条関係）
放課後児童クラブの設置を規定
 - 3 運営方針 （第3条関係）
放課後児童クラブの運営方針を規定
 - 4 放課後児童クラブにおける支援内容 （第4条関係）
 - (1) 児童が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら危険を回避できるようにしていくとともに、児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、児童の健全な育成を図る。
 - (2) 保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける児童の様子を日常的に保護者に伝え、児童に関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事を両立できるように支援する。
 - 5 支援員及び補助員の設置及び職務の規定（第5条、第6条関係）
 - (1) 教育委員会は、放課後児童クラブに放課後児童支援員を単位ごとに2人以上置くものとする。
 - (2) 支援員のうち1人を除き、補助員に代えて置くことができる。
 - (3) 支援員の職務
 - ・児童が自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように支援する。
 - ・児童の出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
 - ・児童自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
 - ・放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な遊びや生活ができるようにする。
 - ・児童が発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関ることができるようにする。
 - ・児童が安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
 - ・放課後児童クラブでの児童の様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。
 - (4) 補助員の職務
支援員の職務を補助するものとする。
 - 7 放課後児童クラブの定員及び期間（第7条関係）
定員：各教室40人
期間：4月1日から3月31日まで
 - 8 放課後児童クラブの休所日、開所時間及び保護者負担金は、みよし市放課後児童クラブ条例に定めるところによる。（第8条、第9条関係）
 - 9 放課後児童クラブの実施区域は、原則小学校区とする。（第10条関係）
 - 10 児童及び保護者の留意事項（第11条関係）
 - (1) 出欠席の報告は、あらかじめ利用計画表により毎月報告し、当日の利用変更は下校時刻30分前までに放課後児童クラブへ連絡する。
 - (2) 児童が感染性のある疾病を発症したときは、治癒するまでの間は放課後児童クラブの利用はできない。
 - 11 教育委員会の緊急時の対応（第12条関係）

- (1) 児童の病気やけがが発生したときに備え、マニュアルを整備するとともに、支援員及び補助員が適切な対応ができるよう手順を確認させる。
- (2) 緊急不審者情報が発令された場合に備え、マニュアルを整備するとともに、支援員及び補助員が適切な対応ができるよう手順を確認させ、放課後児童クラブごとに避難訓練を年1回以上実施させる。
- 1 2 教育委員会の非常災害時の対策 (第13条)
 - 台風、地震、火災等の災害が発生した場合に備え、マニュアルを整備するとともに、支援員及び補助員が適切な対応ができるよう手順を確認させ、放課後児童クラブごとに避難訓練を年1回以上実施させるものとする。
 - 1 3 虐待の防止 (第14条関係)
 - 教育委員会は、児童の人身の保護・虐待の防止のため、放課後児童クラブごとに虐待防止に関する責任者を選任し、早期の発見と通告に努めるとともに、支援員及び補助員に対して虐待防止の啓発・普及に努めるものとする。
 - 1 4 苦情対策 (第15条関係)
 - (1) 教育委員会は、放課後児童クラブにおいて行った支援に関して、児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に処理するため、苦情を受け付けるための窓口を置く。
 - (2) 教育委員会は、運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。
 - 1 5 委任 (第16条関係)

【施行期日】

令和5年4月1日

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(運営規程)

第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかねばならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 開所している日及び時間
- 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- 五 利用定員
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 事業の利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他事業の運営に関する重要事項

みよし市放課後児童健全育成事業運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、みよし市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年みよし市条例第8号。以下「条例」という。）第3条の規定による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。）第14条の規定に基づき、放課後児童クラブの運営についての重要事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 放課後児童クラブは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に専用の施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 放課後児童クラブは、条例及び基準省令に定めるもののほか放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて運営するものとする。

(支援の内容)

第4条 放課後児童クラブにおける支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童クラブを利用する児童（以下「児童」という。）が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら児童が自ら危険を回避できるようにしていくとともに、児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、児童の健全な育成を図る。
- (2) 保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける児童の様子を日常的に保護者に伝え、児童に関する情報を家庭と共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育て及び仕事等を両立できるように支援する。

(職員の職種及び員数)

第5条 教育委員会は、放課後児童クラブに放課後児童支援員（基準省令第10条第3項に規定する者をいう。以下「支援員」という。）を支援の単位ごとに2人以上置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、支援の単位ごとに配置された支援員のうちの1人を除き、支援員を補助する者（以下「補助員」という。）をもってこれに代えること

ができる。

(支援員の職務)

第6条 支援員は、児童の育成支援に関する次の職務を行う。

- (1) 児童が自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように支援する。
- (2) 児童の出欠席及び心身の状態を把握して、適切に援助する。
- (3) 児童自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
- (4) 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。
- (5) 児童が発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
- (6) 児童が自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
- (7) 児童が安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- (8) 放課後児童クラブでの児童の様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。

2 補助員は、支援員の職務を補助するものとする。

(教室、定員及び期間)

第7条 放課後児童クラブの教室、定員及び期間は、別表のとおりとする。

2 教育委員会は、1日の利用児童数が概ね40人を超えない範囲内で、前項の定員を超えて児童を利用させることができるものとする。

(休所日及び開所時間)

第8条 放課後児童クラブの休所日及び開所時間は、みよし市放課後児童クラブ条例（平成30年みよし市条例第2号。以下「放課後児童クラブ条例」という。）第5条に定めるところによる。

(保護者負担金)

第9条 保護者負担金の額は、放課後児童クラブ条例第11条に定めるところによる。

(実施地域)

第10条 放課後児童クラブの実施地域は、当該放課後児童クラブの所在地を含む小学校区とする。

2 前項の規定にかかわらず、学校の休業日（みよし市立学校管理規則（昭和33年三好町

教育委員会規則第2号)第6条第2項第1号から第4号までに掲げる休業日をいう。)の利用については、実施地域を市全域とすることができる。

(留意事項)

第11条 児童及びその保護者は、放課後児童クラブの利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 出欠席の報告は、あらかじめ利用計画表により毎月報告し、当日の利用変更は下校時刻30分前までに放課後児童クラブへ連絡するものとする。
- (2) 児童が感染性のある疾病を発症したときは、治癒するまでの間は放課後児童クラブの利用はできないものとする。

(緊急時における対応)

第12条 教育委員会は、児童の病気又はけがが発生したときに備え、マニュアルを整備するとともに、支援員及び補助員が適切な対応ができるよう手順を確認させるものとする。

2 教育委員会は、緊急不審者情報が発令された場合に備え、マニュアルを整備するとともに、支援員及び補助員が適切な対応ができるよう手順を確認させ、放課後児童クラブごとに避難訓練を年1回以上実施させるものとする。

(非常災害対策)

第13条 教育委員会は、台風、地震、火災等の災害が発生した場合に備え、マニュアルを整備するとともに、支援員及び補助員が適切な対応ができるよう手順を確認させ、放課後児童クラブごとに避難訓練を年1回以上実施させるものとする。

(虐待の防止)

第14条 教育委員会は、児童の人権の擁護及び虐待の防止のため、放課後児童クラブごとに虐待防止に関する責任者を選任し、早期の発見及び通告に努めるとともに、支援員及び補助員に対して、虐待防止の啓発及び普及に努めるものとする。

(苦情解決)

第15条 教育委員会は、放課後児童クラブにおいて行った支援に関して、児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に処理するため、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 教育委員会は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、放課後児童クラブの運営についての重要事項に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

名称	教室 (支援の単位)	定員	期間
中部児童クラブ	第1教室	40人	4月1日から3月31日まで
	第2教室	40人	
北部児童クラブ	第1教室	40人	
	第2教室	40人	
南部児童クラブ	第1教室	40人	
	第2教室	40人	
天王児童クラブ	第1教室	40人	
	第2教室	40人	
三吉児童クラブ	第1教室	40人	
	第2教室	40人	
三好丘児童クラブ	第1教室	40人	
	第2教室	40人	
緑丘児童クラブ	第1教室	40人	
	第2教室	40人	
黒笹児童クラブ	第1教室	40人	
	第2教室	40人	